

(修正前)

選抜区分：帰国生徒特別選抜	
出願資格	次の①から③のいずれかに該当する者 ①日本の高校卒業又は日本国で通常の課程による 12 年の学校教育を修了し、令和 6 年 4 月 1 日現在、社会人として 5 年以上経過し、年齢が満 23 歳以上の者（就職の有無は問わない） ②日本国籍以外の国籍を有し、在留資格が定住者となっている者で通常の課程による 12 年の学校教育を修了し、令和 6 年 4 月 1 日現在、社会人として 5 年以上経過し、年齢が満 23 歳以上の者（就職の有無は問わない） ③学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、令和 6 年 4 月 1 日現在、社会人として 5 年以上経過し、年齢が満 23 歳以上の者（就職の有無は問わない）

(修正後)

選抜区分：帰国生徒特別選抜	
出願資格	次の①②のすべてに該当する者 ①日本国籍を有する者 ②外国の正規の学校教育における 12 年の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む）を卒業（修了）又は令和 6(2024)年 3 月 31 日までに卒業（修了）見込の者。ただし、最終学年を含め 2 年以上継続して外国の正規教育制度に基づく学校教育を受けていた（いる）者とする

※帰国生徒特別選抜の出願資格に誤りがありました。

正しくは上記内容のとおりとなります。